

朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震改修を実施する市内の既存建築物の所有者に対して、補助金を交付するために必要な事項を定める。

(耐震改修)

第2条 補助の対象となる耐震改修は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱（以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条による方法で同要綱第3条の者が診断したものとする。なお、木造以外の建築物の補強設計については、市長が適当と認めた耐震判定委員会等の評価を得たものでなければならない。ただし、専用住宅等にあつては、この限りでない。
- (2) 耐震診断補助要綱第4条の建築物で、前号の方法により行った耐震改修後の結果が、木造の建築物にあつては、上部構造評点が0.7以上となるものとし、木造以外の建築物にあつては、構造耐震指標が0.6以上となるものとする。
- (3) 耐震診断補助要綱第5条の者が交付を受けるものとする。

(耐震改修施工者)

第3条 補助の対象となる耐震改修を施工する者（以下「施工者」という。）は、原則として市内に事務所を置く建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者）とする。

(補助金交付額等)

第4条 住宅耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 別表1（い）項及び（ろ）項の額
 - (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。
- 3 住宅以外の場合は、別表1（は）項の額

(交付申請)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修の内容が解かるもの
 - ア. 木造住宅については、耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す平面図等（耐震診断者の記名、捺印があるもの）
 - イ. 木造以外の建築物については、耐震判定委員会等が発行する耐震補強性能判定票等

- (2) 契約書の写し、又はそれに代わるもの
- (3) 耐震改修工事費（耐震改修工事とリフォーム等を分けて記載したもの）・耐震補強設計費の見積書等の写し
- (4) 確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）、又は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による計画認定通知書の写し
- (5) 別表1（い）項ただし書の適用区分がわかるもの（該当者の情報について調査されることに、該当者本人が同意した場合は除く）
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、交付することを決定したときは、耐震改修補助金交付予定額決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付決定について次の条件を付する。

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付予定額は、耐震改修工事費の確定により変更する場合がある。

(耐震改修の着工)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに耐震改修に着手し、着工届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付申請を取下げるときは、耐震改修補助金交付申請取下願（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、第6条の規定に定める補助金交付予定額の決定がなかったものとし、それまでに要した費用は自己負担とする。

(耐震改修の変更)

第9条 申請者は、耐震改修を変更しようとするときは、耐震改修変更届（第6号様式）に第5条各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 申請者は、耐震改修が完了したときは、速やかに耐震改修完了報告書（第7号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事費精算内訳書（第2号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震補強の内容が分かる工事状況写真
- (4) 耐震改修補助金支払請求書（第9号様式）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、現地確認の上、補助金の額を確定したときは、耐震改修補助金交付確定額通知書（第

8号様式)により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(補助金確定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付確定額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付確定額を取り消したときは、耐震改修補助金交付確定額取消通知書(第10号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付確定額を取消した場合において、取消に係る補助金を既に交付しているときは、耐震改修補助金交付確定額返還請求書(第11号様式)により、申請者に期限を定めて返還させることができる。

(市長の指導及び助言)

第14条 市長は、補助対象者に対して、この要綱の施行に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 平成20年度における第5条の規定による交付申請の受付は、平成20年11月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第4条第1号ただし書の規定は、平成17年4月1日以降の申請に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 平成20年度における第5条の規定による交付申請の受付は、平成21年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第11条に規定する補助金の額は、平成27年度内に確定することを条件とする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

建築物の用途		補助金の額（ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）
(い)	戸建住宅 (兼用住宅を含む。)	<p>耐震改修に要した費用の1/5以内で、かつ200,000円を限度額とする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者が補助対象建築物の居住者に含まれる場合は、耐震改修に要した費用の相当額とし、かつ400,000円を限度額とする。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第10項の規定による要介護認定又は同法第32条第6項の規定による要支援認定を受けた者</p> <p>オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条から第30条の4まで及び被用者年金各法の規定に基づき障害を支給事由とする年金の受給権を有する者</p> <p>カ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき障害（補償）年金の受給権を有する者</p> <p>キ 65歳以上の者</p>
(ろ)	共同住宅	耐震改修に要した費用の1/5以内で、かつ戸数に300,000円を乗じた額を限度額とする。
(は)	住宅以外の場合	耐震改修に要した費用の1/10以内で、かつ1棟当たり1,000,000円を限度額とする。

朝霞市長 宛

申請者 住 所
氏名又は名称

印

耐震改修補助金交付申請書

朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築物の名称	
補助金交付申請額	金 円(共同住宅の場合:対象戸数 戸)
施 工 者	氏 名 営業所名 () 第 号 所 在 地 電 話 番 号
補 強 設 計 者 ・ 工 事 監 理 者	(1級・2級・木造)建築士事務所()登録第 号 事務所名 所 在 地 資 格 (1級・2級・木造)建築士()登録第 号 建築士氏名
耐震改修工事期間	年 月 日から 年 月 日
第4条(1)ただし書の適用区分	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> オ <input type="checkbox"/> カ <input type="checkbox"/> キ
	この区分の適用可否の確認に必要な情報を調査されることに、該当者本人が同意している場合は記入してください。 該当者 氏 名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日

- ※添付書類 (1)耐震改修の内容が解かるもの ア.木造住宅については、耐震補強後の耐震診断の総合評価 イ.木造以外の建築物については、耐震判定委員会等が発行する耐震補強性能判定票等 (2)契約書の写し、又はそれに代わるもの (3)耐震改修工事費(耐震改修工事とリフォーム等を分けて記載したもの)・耐震補強設計費の見積書等の写し (4)確認済証の写し(建築確認が必要な場合のみ)、又は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による計画認定通知書の写し (5)別表1(イ)項ただし書の適用区分がわかるもの(該当者の情報について調査されることに、該当者本人が同意した場合は除く) (6)その他市長が必要と認めた書類

耐震改修工事費精算内訳書

年 月 日作成

建築物の名称 _____

	工事内容	耐震改修工事費	リフォーム等その他の工事費 (※補助対象となりません)
耐震改修工事費等	地盤	円	円
		円	
	基礎	円	
		円	
	柱	円	
		円	
	壁	円	
		円	
	床	円	
		円	
	屋根	円	
		円	
	その他	円	
		円	
		円	
諸経費	円	円	
仮設費	円	円	
施工者に支払った額の合計	(税抜)	円	(税抜) 円
	①(税込)	円	(税込) 円
設計・監理費等	設計・監理費	円	
		円	
		円	
	建築士事務所に支払った額の合計	(税抜) 円	
	②(税込) 円		
補助対象額 (耐震改修工事費等+設計・監理費等)		①+② (税込) 円	

【施工者】

住所 _____
 営業所名 _____
 氏名 _____ (印)

【補強設計者・工事監理者】

住所 _____
 事務所名 _____
 建築士氏名 _____ (印)

※内訳書は耐震改修工事費(補助対象) とリフォーム等その他の工事費に分けたものとしてください。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震改修補助金交付予定額決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり補助金交付予定額が決定したので、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 建築物名称
2. 建築物の所在地 朝霞市
3. 補助金交付予定額 金 円
4. 補助金交付予定時期 耐震改修が終了し、補助金交付額が確定後交付する。

※ 補助の条件

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付予定額は、耐震改修工事費の確定により変更する場合があります。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

朝霞市長宛

申請者 住 所
氏名又は名称

㊟

着 工 届

年 月 日付 第 号で補助金交付予定額の決定があった耐震改修について、下記のとおり着工したので、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の所在地 朝霞市

3. 耐震改修期間 着 工 : 年 月 日
完了予定 : 年 月 日

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

朝霞市長宛

申請者 住 所
氏名又は名称

⑩

耐震改修補助金交付申請取下願

年 月 日付の補助金交付申請について、下記の理由から朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第8条第1項の規定により取下げます。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地 朝霞市
3. 理由

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所
氏名又は名称

㊟

耐震改修変更届

年 月 日付 第 号で補助金交付予定額の決定があった耐震改修について変更が生じたので、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地 朝霞市
3. 変更の内容及び理由

※ 関係書類

(1) 耐震改修の内容が解かるもの ア. 木造住宅については、耐震補強後の耐震診断の総合評価 イ. 木造以外の建築物については、耐震判定委員会等が発行する耐震補強性能判定票等
(2) 契約書の写し、又はそれに代わるもの (3) 耐震改修工事費（耐震改修工事とリフォーム等を分けて記載したもの）・耐震補強設計費の見積書等の写し (4) 確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）、又は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による計画認定通知書の写し (5) 別表1（い）項ただし書の適用区分がわかるもの（該当者の情報について調査されることに、該当者本人が同意した場合は除く） (6) その他市長が必要と認めた書類

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所
氏名又は名称

㊟

耐震改修完了報告書

耐震改修が完了したので、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。なお、この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
補助金交付予定額	金 円（共同住宅の場合：対象戸数 戸）
耐震改修工事完了年月日	年 月 日
現地確認希望年月日	年 月 日

※添付書類

- (1) 耐震改修工事費精算内訳書（第2号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震補強の内容が分かる工事状況写真
- (4) 耐震改修補助金支払請求書（第9号様式）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震改修補助金交付確定額通知書

年 月 日付で完了報告のあった耐震改修について、下記のとおり確定したので、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の所在地 朝霞市

3. 補助金交付確定額 金 円

第9号様式

年 月 日

朝霞市長宛

住 所
申請者 氏名又は名称
電 話 番 号

印

耐震改修補助金支払請求書

下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 請求金額

金 額	千	百	十	万	千	百 0	十 0	円 0
--------	---	---	---	---	---	--------	--------	--------

2. 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	口座の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 10 号様式（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震改修補助金交付確定額取消通知書

年 月 日付 第 号により交付が確定した補助金について、
下記の事由により取消（全部・一部）したので、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付
要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地 朝霞市
3. 理 由

第 11 号様式 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震改修補助金交付確定額返還請求書

年 月 日付 第 号の耐震改修補助金交付確定額取消通知書に基づき、朝霞市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

1. 返還すべき金額 金 円
2. 返 還 期 限 年 月 日 まで
3. 返 還 方 法 別紙通知書による払込み
4. 補 助 年 度 年度
5. 補助金交付確定額 年 月 日 第 号
通知日及び番号
6. 補助金交付確定額 金 円
7. 補助金交付確定額 金 円
の 既 交 付 額
8. 返 還 事 由